## 学力向上検討会設置要綱

(設置)

第1条 学力低位の児童・生徒の学力向上に力点を置き、「生きる力」を含めた全市的な施策や各学校の支援についての提案を行うことで、決して誰一人取り残さない教育を推進するため、学力向上検討会を設置する。

(協議事項)

- 第2条 検討会は次の事項について協議する。
  - (1) 授業実践、学力低位層への支援、学ぶ意欲・学力向上の検証等について
  - (2) 部会(ワーキングチーム)への助言、市の施策への提言等について
  - (3) 全市教員及び保護者への実践研究成果の発信について

(組織)

- 第3条 学力向上検討会は、次に掲げる者で組織する。
  - (1) 市立小・中学校長
  - (2) 学識経験者
  - (3) 市教育委員会事務局

(会長等)

- 第4条 検討会には会長1名、副会長1名をおく。
- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は学力向上検討会を代表し、会務を総括し、学力向上検討会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは職務を代行する。 (会員の任期)
- 第5条 検討会の会員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。会員に欠員が生じた場合 の補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 会議の開催は年3回とし、教育長が招集する。
- 2 会長は必要に応じて学識経験者等に検討会への出席を要請し、意見を求めることができる。 (部会)
- 第7条 検討会に学力向上の実践や検証のための部会をおくことができる。

(報償費)

- 第8条 学識経験者が会議に出席した場合は報償費を支給する。
- 2 学識経験者の報償費の額は、1回の出席につき12,400円とする。
- 3 前項の報償費は、出席に応じて、その都度支給する。 (守秘義務)
- 第9条 検討会において知り得た個別の情報に関する事項は、他に漏らしてはならない。 (庶務)
- 第10条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育研修課が行う。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は検討会において定める。

## 附則

この要綱は、平成25年5月1日より施行する。

この要綱は、平成27年5月1日より施行する。

この要綱は、平成30年5月1日より施行する。

この要綱は、令和 元年5月1日より施行する。

この要綱は、令和 2年5月1日より施行する。

この要綱は、令和 3年5月1日より施行する。

この要綱は、令和 5年5月1日より実施する。